

# 成年後見制度における診断書等の改定について

最高裁判所事務総局家庭局

当局において、成年後見制度における診断書等の在り方に関する検討を進めておりましたが、今般、各方面の御意見を踏まえ、診断書の書式を改定するとともに、福祉関係者の方が本人の生活状況等に関する情報を記載し、これを医師に伝えるためのツールとなる「本人情報シート」の書式を新たに作成しました。

## 【診断書等の改定の状況】

- 平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されたことを踏まえ、家庭局において診断書等の在り方についての検討を行うこととなりました。
- 関係府省と連携し、認知症高齢者・障害者の関係団体や医師・福祉関係の団体から御意見をお聞きするなどして検討した結果、診断書の書式の改定に伴い、医師が診断書を作成する際に本人の生活状況等を知ることができる資料（本人情報シート）の書式を作成することとしました。

### <参考>

#### 成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）

医師が診断書等を作成するに当たっては、福祉関係者等が有している本人の置かれた家庭的・社会的状況等に関する情報も考慮できるよう、診断書等の在り方についても検討するとともに、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための検討を進める。

## 【本人情報シートについて】

- ソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士等）として、職務上の立場から本人の支援をしている方に作成していただくことを想定しております。
- 主に医師が診断書を作成する際の補助資料として活用することを想定していません。
- 作成の方法やポイントについては「本人情報シート作成の手引」を御覧ください。平成31年4月からの運用開始を予定しており、同月以降は裁判所ウェブサイトにも書式や手引を掲載します。

※ 「本人情報シート」作成の依頼を受けた場合は、御協力をお願いいたします。